

合併処理浄化槽整備事業補助金の申請から交付までの流れ

1 申請書提出：補助金交付申請書に必要書類を添付して提出してください。



<書類審査(補助要件の確認、税・暴力団等の照会等)>



2 事業認定：補助要件を満たしている場合は事業認定通知書を送付します。



※法定検査払込取扱票を同封します。
浄化槽法に定められた法定検査を確実に受験していただくため、補助金の交付を受ける条件として、法定検査手数料の払込受領証の写しの提出が必要となります。
実績報告書の提出までに払込みを済ませてください。

3 事業着手届：工事に着手したら、着手届を提出してください。



※事業認定前に着手することはできません。

<工事>



4 実績報告書提出：事業実績報告書に必要書類を添付して提出してください。



5 完成検査：現地にて浄化槽の設置状況等を確認します。



※原則、浄化槽設備士・施主様の立ち会い

<書類審査>



6 交付決定：検査を経て、書類の最終確認後、交付決定通知を送付します。



7 請求書提出：直接窓口に提出願います。



※実績報告書と一緒に提出してもかまいません

8 補助金振り込み：請求書に記載の口座に振り込みます。